

1. はじめに

東京電機大学の自己点検・評価の歴史は、(以前から自主的に取り組んでいたものの)法整備とともに学内体制を整えたのは、1991(平成3)年7月に改正施行された大学設置基準等の大綱化(自己評価システムの導入の努力義務化を含む)に伴い、1992(平成4)年4月「東京電機大学自己評価等に関する大綱」の規程を制定し、自己評価総合委員会等の体制を整えたことから始まる。

また2004(平成16)年度から、全ての大学において7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関((公財)大学基準協会、(独)大学評価・学位授与機構、(公財)日本高等教育評価機構)の評価を受けることが法令で義務付けられた。

これに伴い、本学は2008(平成20)年度自己点検・評価報告書にて2009(平成21)年度に“大学基準協会”の認証評価を受審し、7年間の認証を得た。その後、2011(平成23)年度に教育の質保証・改善を目的として設置した“教育改善推進室”が中心となって、原則として毎年度、自己点検・評価を行い、さらに2013(平成25)年度は各学部・研究科が主体となって、第三者による“外部評価”も受審し、大学全体、学部・研究科単位において、自己点検・評価に前向きに取り組み、教育質保証に関してPDCAを回すことに努めている。

2014(平成26)年度の自己点検・評価は、2016(平成28)年度に7年に一度の認証評価受審に係り、2015(平成27)年度の自己点検・評価に注力する必要があるため、大学基準協会が評価用と定めている「大学基礎データ」「大学データ集」、さらに2014(平成26)年度卒業式において本学独自で実施している「卒業生アンケート」の3つのデータ等を用いて、自己点検・評価を行うこととする。

なお、データに基づく自己点検・評価であるため、教育質保証の具体については、2015(平成27)年度自己点検・評価報告書を参考として頂きたい。